

「健康保険証」について

～健康保険証の廃止とマイナ保険証～



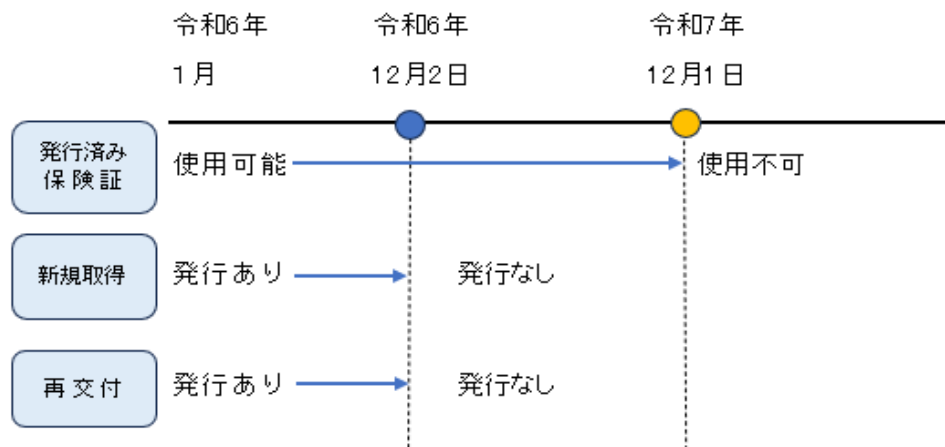
令和6年12月2日より、健康保険証が廃止されます。

発行済みの健康保険証は、経過措置として、廃止後1年間(令和7年12月1日まで)は使用できます。

今後はマイナンバーカードと一体となった「マイナ保険証」へ移行されます。

「マイナ保険証」の利用には、マイナンバーカードの取得と、健康保険証との紐づけ登録が必要です。未だお済みでない方は、取得と登録をお願いします。(強制ではなく任意です)

既に登録済みの方は、すぐにマイナ保険証として使用可能ですので、積極的にご利用ください。
※紐づけ登録後、現行の健康保険証も引き続き令和7年12月1日までは使用できます。



※令和7年12月1日以降、マイナンバーカードを取得していない人や紛失した人等については、「資格確認書」を発行します。マイナ保険証の代わりに医療機関の窓口で提示することで、保険診療等が受けられます。

マイナンバーカードの取得と保険証利用の事前登録

スマホでも
登録できる



マイナンバーカードをお持ちでない方

取得の申請をお願いします。
マイナンバーカードの申請について(マイナンバー総合サイト)
<https://www.kojinbango-card.go.jp/apprec/>



マイナンバーカードをお持ちの方

マイナポータルでの事前(紐づけ)登録をお願いします。
マイナンバーカードの健康保険証利用について(マイナポータル)
https://myna.go.jp/html/hokenshoriyou_top.html



* 医療機関のカードリーダーでも登録ができます！





マイナ保険証とは？利用のメリットや利用方法等の詳細はこちら

マイナンバーカードの健康保険証利用について(厚生労働省)

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08277.html



ご 注 意

現在、医療機関によっては、マイナンバーカードの利用できないところもあります。また、機器の不具合等により利用できなくなる場合や、新規加入の際、データ登録中のため資格確認ができず、利用できない場合もありますので、念の為マイナンバーカードと併せて健康保険証も持参のうえ、ご受診されることをおすすめします。



マイナ保険証を利用すると「限度額適用認定証」の発行が不要になります

高額療養費制度では、事前に「限度額適用認定証」の交付申請をし、発行された認定証を医療機関の窓口に掲示することで、限度額を超える支払いが免除されます。

マイナ保険証の利用では、医療機関のカードリーダーで限度額情報を提供することができるため、「限度額適用認定証」の発行は不要になります。

申請の手間がなくなり、急な入院等にも即対応できますのでぜひご利用ください。

※医療機関によっては利用できない場合もありますので、利用可能か事前に確認をお願いします。

1 マイナンバーカードをカードリーダーに置く
カードの顔写真を機器で確認します。
※顔写真は機器に保存されません。

2 オンラインであなたの医療保険資格を確認！
マイナンバーカードのICチップにある電子証明書により医療保険の資格をオンラインで確認します。

マイナンバーカードに関するお問い合わせ

マイナンバーカードの紛失、盗難などによる一時利用停止については、24時間365日受け付けます。

無料 マイナンバー 総合フリーダイヤル **0120-95-0178**

平日 9:30~20:00 土日祝 9:30~17:30 (年末年始を除く)

一部のIP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合は

マイナンバーカード等

其他のお問い合わせ

050-3818-1250 050-3816-9405